

4月8日(日)は
4月22日(日)は

愛知県議会議員 安城市議会議員

選挙の投票日



わたしたちの代表者を選ぶ大切な選挙です。尊い一票をムダにしないよう、必ず投票に行きましょう。

■政見を知ろう

市議選については、選挙公報を発行します。選挙公報をよく読み、候補者をよく知り、よく考えて、自分の意思で悔いのない一票を投じましょう。

■今回の選挙で投票できる人

●県議選

年齢↓昭和62年4月9日以前に生まれた人
住所↓昨年12月29日以前から安城市に住み票があり、引き続き投票日または期日前投票をする日まで市内に住んでいる人
※12月30日以降に県内から安城市に転入した人や、12月8日以降に県内の他の市町村に転出した人も、直前の旧住所地の選挙人名簿に登録されていれば、旧住所地の投票所で

投票できます。ただし、県内の市区町村長が無料で発行する、選挙専用の居住証明書が必要です。あらかじめ、お近くの市区町村役場に出向いて交付を受けてください(住民票とは異なります)。安城市では、市民課または各支所、出張所の窓口で発行します。

●市議選

年齢↓昭和62年4月23日以前に生まれた人
住所↓今年1月14日以前から安城市に住み票があり、引き続き投票日または期日前投票をする日まで市内に住んでいる人(安城市から他の市町村へ転出した人は投票できません)



【選挙人名簿】公職選挙法により、選挙管理委員会が住民基本台帳に載っている人の中から資格のある人を調べて選挙人名簿に登録します(住民基本台帳に載っていない人は投票できません)

■投票所入場券を郵送します

●一通につき4人分までの入場券が付いています。切り取り線に沿って切り離し、1人1枚ずつ持って投票所へお出かけください。

なお、転出者で県議会議員選挙の投票ができる人には、選挙のお知らせのハガキを郵送します。

●入場券の色は、県議選のものが藤色、市議選のものが薄い茶色です。間違えのないようご注意ください。

●入場券は、それぞれ投票日の3日くらい前までにはお届けします。投票資格のある人で入場券の届かない人は、市選挙管理委員会へ問い合わせてください。

●入場券が届いた人でも、投票日までには選挙権がなくなつた人は投票できません。

■投票所を一部変更します

県議会議員選挙から、一部

■投票時間は午前7時～午後8時

時間内に入場券を持ってお出かけください。
※入場券をなくした場合でも、投票所の受付に申し出れば投票できます。

■こんな投票は無効です

- 定められた投票用紙以外の紙を使ったもの
- 候補者以外の人の氏名を書いたもの
- 2人以上の候補者の氏名を書いたもの
- 候補者の氏名のほかに余分なことを書いたもの
- 誰に投票したか分からないもの

■期日前投票はお早めに

投票日に、投票所に出かけることができないと見込まれる人は、期日前投票ができます。

できるだけ早めにお出かけください。なお、できる限り入場券をお持ちください。

●期日前投票ができる日時

県議選↓3月31日(土)～4月7日(土)午前8時30分～午後8時
市議選↓4月16日(月)～4月21

■期日前投票ができる場所

市役所北庁舎7階、南部支所、桜井支所、北部出張所

●期日前投票を行うには

次の①～④に該当すると見込まれる旨の宣誓書を提出していただいた後に、投票用紙をお渡しします。

- ①投票日に、仕事(自営業を含む)や、本人または親族の冠婚葬祭の予定がある
- ②レジャーや買い物などの私用で、投票日に投票区内にいない
- ③病气、負傷、出産のため投票日に歩行が困難
- ④投票日までに県内の他の市町村へ転出し、まだ4か月を経過していない(県議選のみ可。選挙専用の居住証明書が必要です。)

■こんな投票もできます

●代理投票

手にながをしたり、目がない自由なため字の書けない人は、係員が代わって書きます。投票所の受付にお申し出ください。秘密は守られます。

●点字投票

視覚障害のある人で点字のできる人は、点字投票がで

ます。点字器と点字投票用紙は投票所に用意してあります。

■不在者投票もご利用ください

指定病院、指定介護老人保健施設、指定老人ホームに入院中または入所中の人は、その施設で不在者投票ができます。また、市外に滞在中の人は、滞在地での不在者投票ができます。

●市内の指定施設10か所

安城更生病院、八千代病院、矢作川病院、安城老人保健施設、介護老人保健施設あおみ、介護老人保健施設さとまち、市養護老人ホーム、安寿の郷ホーム、特別養護老人ホーム小川の里、ケアハウス小川の里

●市外に滞在中の人

安城市の選挙管理委員会に申請すれば、滞在中の市区町村の選挙管理委員会です。不在者投票ができます。ただし、郵便で投票用紙のやりとりをするため時間がかかりますので、早めに申し出てください。

■郵便等による不在者投票

下表に該当し、投票所へ行

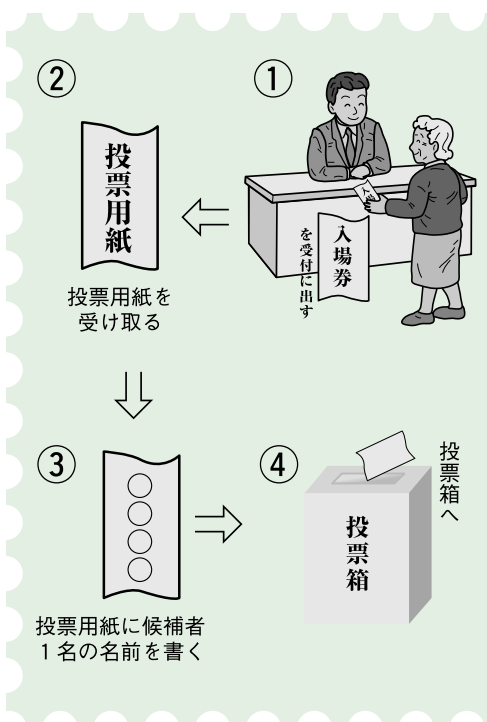
の投票所を変更します。お間違えのないようお願いします。里西部投票区▼不乗森神社社務所(↓里地区コミュニティセンター)

南明治東部投票区(さくら学園文化講堂)↓安城幼稚園

■投票は入場券に書いてある投票所で

市内には45か所の投票所を

■投票の仕方は



区 分	種 類	程 度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級または3級
	免疫	1級～3級
戦 傷 病 者 手 帳	両下肢、体幹	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	特別項症～第3項症
	要介護状態区分	要介護5

くことができない人は、「郵便等による不在者投票」制度を利用することにより、自宅などで投票ができます。

また、右表に該当し、かつ、身体障害者手帳の上肢または視覚の障害が1級(戦傷病者手帳の上肢または視覚の障害が特別項症から第2項症)の人は、あらかじめ選挙管理委員会へ届け出た代理記載人に、投票に関する記載をさせることができます。

●利用するには

「郵便等投票証明書」が必要です。身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の

被保険者証を市選挙管理委員会(行政課内)までお持ちください。確認のうえ、申請書をお渡しします。申請書は、代理の人でもお渡しできます。すでに郵便等投票証明書を持っている人は、県議選は4月4日(木)までに、市議選は4月18日(木)までに証明書を添えて投票用紙の請求を同委員会へしてください。

■開票は午後9時15分から

開票は、県議選、市議選とも即日開票で、それぞれ投票日の午後9時15分から市体育館で行います。参観希望の人はお越しください。

■投票所になる公民館などは臨時休館します

選挙当日は、桜井公民館・桜井児童センター、安祥公民館、東部公民館、西部公民館、中部公民館・中部児童センター、二本木公民館・二本木児童センター、昭林公民館、安祥閣は臨時休館します。

問い合わせ▼

市選挙管理委員会
(行政課内)